

工 化 会 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は工化会と称する。
- 第 2 条 本会は日本大学物質応用化学関係教職員、卒業生、在学生の啓発、親睦をはかり、あわせて同学の発展に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を厚くし、会員と日本大学との関係を密にしかつ母校の発展に寄与することを目的とするために、つぎの事業を行う。
- (1) 日本大学理工学部校友会工業化学部会としての活動
 - (2) 講演会および懇親会などの開催
 - (3) 会報および名簿の刊行、配布
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本会の所在地は、東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 5 番地、日本大学理工学部物質応用化学科教室内とする。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 会員は正会員、学生会員および名誉会員の 3 種とし、正会員は以下の部科校関係 (以下本学と称する) 教職員、卒業生とし、学生会員は在学生とする。
1. 日本大学高等工学校、専門部工科 (駿河台)、工学部 (駿河台) 工業化学科
 2. 日本大学大学院工学研究科 (駿河台) 応用化学専攻および有機応用化学専攻
 3. 日本大学大学院理工学研究科 工業化学専攻および物質応用化学専攻
 4. 日本大学理工学部 工業化学科および物質応用化学科
 5. 日本大学短期大学部 応用化学科、生命・物質化学科およびものづくり・サイエンス総合学科応用化学分野
- 第 6 条 本学新入生は入学と同時に学生会員となり、学生会員は卒業と同時に正会員となる。本学教職員は本学勤務と同時に正会員となる。

第 3 章 総 会

- 第 7 条 総会は通常総会と臨時総会の 2 種にする。
- 第 8 条 通常総会は毎年 1 回、会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長がこれを開く。
- 第 9 条 臨時総会はつぎの場合に会長がこれを開く。
役員会で必要と認めたとき。

第 10 条 総会の成立は会員出席者によって成立し、議事決定は多数決による。

ただし役員会において総会の開催が困難と認めた場合に限り、役員会をもって総会にかえることができる。

第 11 条 議長は会長がその任にあたる。

第 12 条 つぎの事項は総会に提出してその承認を受けるものとする。

1. 事業報告および計画
2. 決算および予算
3. 役員を選出
4. 会則の変更
5. その他、役員会において必要と認めた事項

第 4 章 役員および役員会

第 13 条 本会につぎの役員をおく。

- | | |
|--------------|-------|
| 1. 名 誉 会 長 | 1 名 |
| 2. 会 長 | 1 名 |
| 3. 副 会 長 | 4 名以内 |
| 4. 監 事 | 3 名 |
| 5. 庶 務 委 員 | 若干名 |
| 6. 会 計 委 員 | 若干名 |
| 7. 会 報 委 員 | 若干名 |
| 8. 会 員 委 員 | 若干名 |
| 9. 顧問, 相談役 | 若干名 |
| 10. 役員会の推薦役員 | 若干名 |

第 14 条 役員のうちから理工学部校友会常任幹事を校友会規定により選出・推薦する。

第 15 条 1. 会長は本会を代表して、会務を総括し、役員会にて選出し、総会において承認を得る。

2. 名誉会長は日本大学理工学部物質応用化学科教室主任がこれにあたる。

第 16 条 副会長は会長を補佐するもので、役員会にて選出し、総会において承認を得る。

第 17 条 監事は会務および会計の監査にあたり、役員会にて選出し、総会において承認を得る。

第 18 条 庶務委員、会計委員、会報委員および会員委員は各々の委員会を設置して会務を分担し、役員会の推薦を得て会長がこれを委嘱する。

第 19 条 顧問、相談役、その他の役員は役員会の推薦を得て会長がこれを委嘱する。

第 20 条 会長の任期は 3 年、他の役員の任期は 3 年とする。ただし留任をさまたげない。

第 21 条 役員会は会長が必要と認めた場合これを招集し、役員数の 3 分の 1 以上の出席者によって成立し、議事決定は多数決による。

第 5 章 会費および会計

第 22 条 本会の経費は会費，理工学部校友会部会補助費および寄付金をこれに当てる。

第 23 条 正会員の年会費は 1,000 円とする。

第 24 条 本会の会計および事業年度は，毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。会計報告は総会で行い，承認を得る。

第 6 章 付 則

第 25 条 本会会則の改廃は総会において決定する。

第 26 条 本会の設立年月日は昭和 33 年 11 月 1 日である。

第 27 条 本会会則は昭和 33 年 11 月 1 日より実施する。

昭和 43 年 5 月 1 日 一部改正

昭和 46 年 11 月 26 日 一部改正

昭和 51 年 7 月 16 日 一部改正

昭和 52 年 6 月 10 日 一部改正

昭和 54 年 6 月 23 日 一部改正

昭和 59 年 6 月 1 日 一部改正

平成 11 年 6 月 11 日 一部改正

平成 16 年 5 月 29 日 一部改正

(付帯決議として，委員会に委員長を置くことが決議された)

平成 27 年 5 月 30 日 一部改正

令和 2 年 10 月 17 日 一部改正

令和 5 年 5 月 20 日 一部改正